

環境基準項目、要監視項目及び要調査項目の関係

参考資料1

人の健康の保護に関する項目

水質環境基準健康項目
公共用水域:27項目、地下水:28項目

環境基本法第16条に基づく、水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準

水生生物の保全に関する項目

水生生物保全環境基準
公共用水域:3項目

環境基本法第16条に基づく、水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準のうち、水生生物の保全に係る環境基準

要監視項目
公共用水域:26項目、地下水:24項目

人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断された物質

要監視項目
公共用水域:6項目

水生生物の保全に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断された物質

要調査項目
208項目

水環境を經由して、人の健康や生態系に有害な影響を与えるおそれ(水環境リスク)はあるものの比較的大きくない、又は不明であるが水環境中での検出状況や複合影響の観点からみて、水環境リスクに関する知見の集積が必要な物質